



計画期間

自 令和 8年4月 1日
至 令和1 8年3月3 1日



令和8年3月

福 井 県

越 前 市

目 次

I 計画の大綱

| | |
|----------------------------|------|
| 第1 越前市の概況 | P 1 |
| (1) 計画区における自然的背景及び社会的背景 | P 1 |
| (2) 国の動向 | P 2 |
| (3) 県の動向 | P 3 |
| (4) 森林・林業の現状 | P 3 |
| (5) 森林整備・林業の課題 | P 5 |
| 第2 計画樹立についての基本的な考え方と対象区域 | P 6 |
| (1) 計画樹立に当たっての基本的な考え方 | P 6 |
| (2) 計画の対象区域 | P 6 |
| 第3 森林整備及び森林施業の基本的な考え方と基本方針 | P 6 |
| (1) 地域の目指すべき森林資源の姿 | P 6 |
| (2) 森林整備に関する基本的な方針 | P 7 |
| (3) 森林施業の合理化に関する基本的な方針 | P 12 |
| (4) 災害に強いもりづくりの基本的な方針 | P 13 |

II 森林の整備に関する事項

| | |
|---|------|
| 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く。) | P 14 |
| (1) 樹種別の立木の標準伐期 | P 14 |
| (2) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法 | P 14 |
| 第2 造林に関する事項 | P 17 |
| (1) 人工造林に関する事項 | P 17 |
| (2) 天然更新に関する事項 | P 19 |
| (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に 関する事項 | P 19 |
| (4) 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は 造林をすべき旨の命令の基準 | P 20 |
| 第3 間伐および保育に関する事項 | P 20 |
| (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 | P 20 |
| (2) 保育の標準的な方法 | P 22 |
| (3) その他必要な事項 | P 22 |

| | | | |
|----|--|-------|-------|
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 | ．．．．． | P 2 3 |
| | (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における 森林施業の方法 | ．．．．． | P 2 3 |
| | (2) 木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における 森林施業の方法 | ．．．．． | P 2 6 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に 関する事項 | ．．．．． | P 2 8 |
| | (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の 拡大に関する方針と方策 | ．．．．． | P 2 8 |
| | (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針 | ．．．．． | P 2 8 |
| | (3) 森林施業の共同化に関する方針と方策 | ．．．．． | P 2 8 |
| | (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進 に関する方針 | ．．．．． | P 2 9 |
| | (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 | ．． | P 2 9 |
| | (6) 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 | ．． | P 2 9 |
| 第6 | 作業路網その他森林の整備のために必要な 施設の整備に関する事項林道等の開設 その他林産物の搬出に関する事項 | ．．．．． | P 2 9 |
| | (1) 作業路網の整備に関する基本的な考え方 | ．．．．． | P 2 9 |
| | (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方 | ．．．．． | P 2 9 |
| | (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域)の基本的な考え方 | ．．．．． | P 3 1 |
| | (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 | ．．．．． | P 3 1 |
| | (5) 林産物の搬出方法等 | ．．．．． | P 3 1 |
| | (6) 基幹路網の整備計画 | ．．．．． | P 3 1 |
| | (7) 細部路網の作設に関する事項 | ．．．．． | P 3 2 |
| 第7 | その他必要な事項 | ．．．．． | P 3 2 |
| | (1) 林業従事者の育成及び確保に関する事項 | ．．．．． | P 3 2 |
| | (2) 林業後継者等の育成 | ．．．．． | P 3 3 |
| | (3) 林業事業体の体質強化方策 | ．．．．． | P 3 3 |
| | (4) 林道・作業道の利活用について | ．．．．． | P 3 3 |

IV 森林の保全に関する事項

| | | | |
|----|---|-------|-------|
| 第1 | 森林の土地の保全に関する事項 | ．．．．． | P 3 4 |
| | (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意 すべき森林の地区 | ．．．．． | P 3 4 |
| | (2) 土地の形質の変更にあって留意すべき事項 | ．．．．． | P 3 4 |

| | | |
|-----|----------------------------------|-------|
| 第2 | 鳥獣害の防止に関する事項 | P 3 4 |
| (1) | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | P 3 4 |
| (2) | その他必要な事項 | P 3 5 |
| 第3 | 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項 | P 3 5 |
| (1) | 森林病虫害の駆除又は予防の方法 | P 3 5 |
| (2) | 鳥獣害対策の方法(第2に掲げる事項を除く。) | P 3 6 |
| (3) | 林野火災の予防の方法 | P 3 6 |
| (4) | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | P 3 6 |
| (5) | その他必要な事項 | P 3 6 |
| 第4 | その他森林の保全に関する事項 | P 3 6 |
| (1) | 森林の土地売買の監視に関する事項 | P 3 6 |
| (2) | 針広混交林化に関する事項 | P 3 7 |

V 森林の保健機能に関する事項

| | | |
|-----|-------------------------------|-------|
| (1) | 保健機能森林の区域 | P 3 9 |
| (2) | 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する事項 | P 3 9 |
| (3) | 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 | P 3 9 |
| (4) | その他必要な事項 | P 3 9 |

VI その他森林の整備に必要な事項

| | | |
|-----|-------------------------|-------|
| 第1 | 森林経営計画の作成に関する事項 | P 4 1 |
| (1) | 森林経営計画の記載内容に関する事項 | P 4 1 |
| (2) | 森林経営計画の作成要件及び区域設定に関する事項 | P 4 1 |
| 第2 | 森林の総合利用の推進に関する事項 | P 4 4 |
| 第3 | その他必要な事項 | P 4 4 |
| (1) | 保安林その他制限林に関する事項 | P 4 4 |
| (2) | 森林施業の技術及び知識の普及、指導に関する事項 | P 4 4 |
| (3) | 市有林の整備に関する事項 | P 4 4 |
| (4) | 木材利用の促進に関する事項 | P 4 4 |
| (5) | 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 | P 4 4 |

| | |
|------------------------|-------|
| 越前市森林整備計画に関する用語の定義及び基準 | P 4 5 |
|------------------------|-------|

I 計画の大綱

第1 越前市の概況

(1) 計画区における自然的及び社会経済的背景

① 位置

越前市は福井県のほぼ中央に位置し、北は鯖江市、越前町、東は池田町、南は南越前町、西は越前町、南越前町に接している。

② 地形

本市は東部の越前中央山脈、西部の丹生盆地、南部の「越前富士」と呼ばれる日野山など400～700m級の山々に囲まれた武生盆地の旧武生市の中心部及び旧今立町の中心部に市街地を形成し、その周囲及び山沿いに多くの集落が点在している。

武生盆地の中央を県内三大河川のひとつ日野川が南北に貫流し、九頭竜川と名を変えて日本海に注いでいる。

旧今立町内に流れる鞍谷、岡本、月尾、水間、服部の5つの河川は鞍谷川に合流したあと、福井市内で日野川に合流している。

村国山や、本市と鯖江市に跨る三里山は、市民の憩いの場となっている。

③ 土地の利用状況

本市の土地面積は23,070haであり、土地利用の状況は農地3,570ha(16%)、森林14,186ha(61%)、その他5,314ha(23%)である。

表 土地利用の現況

| 土地面積 | 森林面積 | 農地 | | | その他 | |
|--------|--------|-------|-------|-----|-------|-------|
| | | 総数 | うち田 | うち畑 | 総数 | うち宅地 |
| 23,070 | 14,186 | 3,570 | 3,390 | 187 | 5,314 | 1,971 |

資料：越前地域森林計画 (R7.12 福井県)

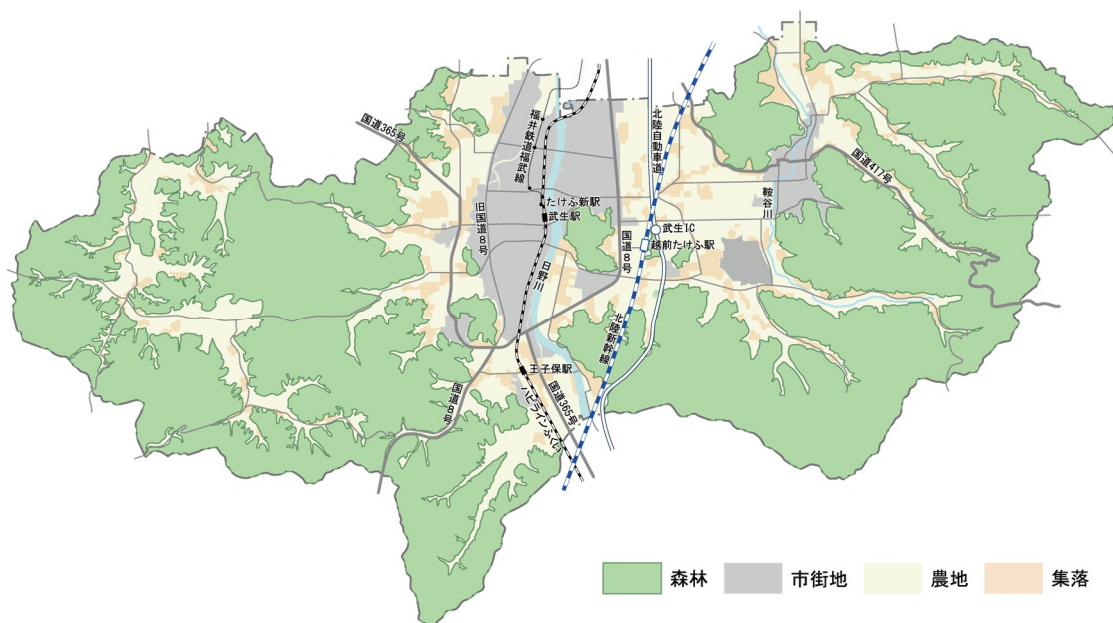


図 土地利用現況図

④ 人口の動態

本市の人口総数は下表のとおりで、依然として減少傾向にあり、65歳以上の高齢化率は29.7%と高齢化が進んでいる。

表 人口

| | | |
|--------------|--------------|----------|
| R7.10.1 現在人口 | R2.10.1 現在人口 | 人口増減数 |
| 80,137 人 | 82,460 人 | △2,323 人 |

資料：越前市住民基本台帳

表 高齢化率

| | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| | H12 | H17 | H22 | H27 | R2 | 福井県 R2 |
| 高齢化率 | 20.2% | 21.7% | 24.3% | 27.8% | 29.7% | 30.8% |

資料：国勢調査

⑤ 産業の状況

本市の産業は、製造業が盛んで、製造品出荷額等（令和3年度福井県工業統計調査）は県内トップである。産業別出荷額では、電気機械、電子部品・デバイス、輸送用機械が突出して高くなっている。

また、伝統産業として国の伝統的工芸品に指定されている和紙、打刃物、筆筒がある。先端技術から伝統産業まで、優れたものづくり技術に支えられた製造業が数多くある。

⑥ 交通の状況

主要交通網として、鉄道ではハピラインふくいが中央を縦貫し、福井鉄道が身近な交通手段として通勤、通学に利用されている。令和6年3月に、北陸新幹線県内開業に伴い越前たけふ駅が開設された。

基幹道路としては、北陸自動車道と国道8号が南北に縦断し、これらに交差するように国道417号、国道365号、県道が東西に横断している。

(2) 国の動向

国土の3分の2に当たる約2,500万haが森林であり、そのうち6割(1,493万ha)が天然林、4割(1,009万ha)が人の手で植えられた人工林(スギ・ヒノキ・カラマツ等)である。この人工林の6割が利用期をむかえており、森林資源を有効活用するとともに循環利用に向けて計画的に再造林する段階である。これまでの施策の効果により国産材の供給量は、着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状がある。

令和3年6月に閣議決定した森林・林業基本計画では、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を目指して、森林を適正に管理し、林業と木材産業の持続性を高めながら発展させていく、としている。

施策の方向として、次の5つをポイントに掲げている。

| | |
|------------------|---|
| 森林資源の適正な管理・利用 | 循環利用の推進と再造林や複層林化の推進 天然生林の保全管理、森林吸収量確保等に向けた取組加速 |
| 「新しい林業」に向けた取組の展開 | 伐採から、再造林・保育に至る収支のプラス転換に向けた新しい林業の展開 |
| 木材産業の競争力 | 外材等に対抗できる国産材製品の供給体制の整備 |

| | |
|-------------------|--|
| の強化 | 多品目製品の供給により、地場競争力の向上 |
| 都市等における「第2の森林」づくり | 中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得 木材利用による都市に炭素を貯蔵 |
| 新たな山村価値の創造 | 森林サービス産業の育成と関係人口の拡大 農地林の管理・利用等の協働活動の促進 |

(3) 県の動向

県土の74%(312,064ha)^{*}を森林が占めており、そのうち37.7%(117,774ha)^{*}が人工林である。人工林は、昭和40年代後半からスギを中心に積極的に植林を進め利用期をむかえており、資源量が年々増加している一方で、十分に利用されていない。また、林業における採算性の悪化、林業産出額・林業所得の減少等により、手入れ不足や放棄森林が増加し、森林の公益的機能の低下が懸念される状況になっている。

県では、令和7年3月に「ふくいの森林・林業の未来を切り拓く基本計画」を策定し、「稼げる林業」、「山村地域の活性化」、「災害等に強く、公益的機能を発揮する森づくり」を目指す姿に掲げている。

「稼げる林業」は、持続可能で収益性の高い林業を目指し、主伐・再造林・保育などの森林施業の低コスト化と原木の価値に応じた需要の創出による循環型林業や、再造林・保育を担う人材の確保・育成に取り組むとしている。「山村地域の活性化」では、自伐型林業と副業を組み合わせ稼げる半林半Xを目指し、山村地域への移住・定住の促進や森林ビジネスの展開に取り組むとしている。

令和7年12月に樹立した越前地域森林整備計画（嶺北7市4町）では、全国森林計画の目標及びふくいの森林・林業の未来を切り拓く基本計画、これまでの実績を勘案し、計画期間における伐採や造林の計画量を下表のとおり定めている。

^{*}資料：「ふくいの森林・林業の未来を切り拓く基本計画（参考資料）」

表 立木伐採材積、間伐面積、造林面積

| 区分 | 立木伐採材積 | 間伐面積 | 造林面積 |
|------|--|----------|--|
| 越前地域 | 主伐 1,400 千m ³ 間伐 1,500 千m ³ 合計 2,900 千m ³ | 24,700ha | 人工造林 3,450ha 天然更新 1,450ha 合計 4,900ha |
| 越前市 | 主伐 142 千m ³ 間伐 130 千m ³ 合計 272 千m ³ | 2,050ha | 人工造林 410ha 天然更新 170ha 合計 580ha |

(4) 森林・林業の現状

① 森林資源の現状

本市の森林面積のうち、民有林面積は14,131haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は7,805ha、天然林の面積は6,083ha、その他は243haで人工林率は55.2%となっている。

さらに、人工林の内訳は、スギ林が7,564ha、96.9%を占めている。このうち約8割が伐期齢に達している。

表 越前市森林面積の内訳 (ha)

| 森林面積 14,186 | 民有林 | | 人工林 | | | | | |
|----------------|-----|--------|-------|-----|-------|-------|-----|-----|
| | 55 | 14,131 | 天然林 | その他 | 人工林 | | | |
| | | | 6,083 | 243 | 7,805 | スギ | ヒノキ | その他 |
| | | | | | | 7,564 | 113 | 128 |

資料：越前地域森林整備計画(R7.12 福井県)

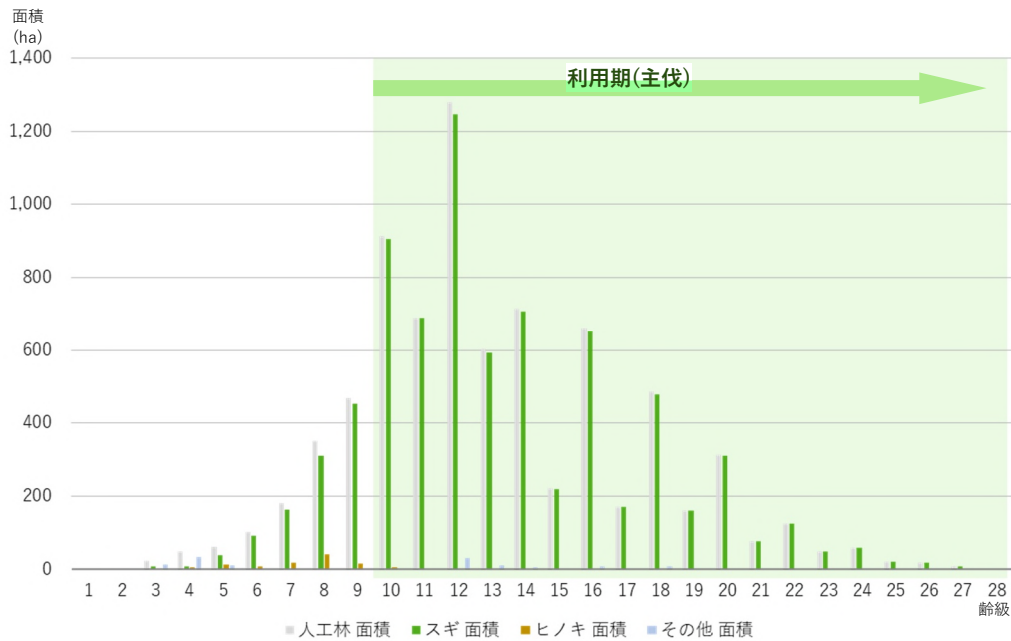


図 齢級別の人工林の面積
(資料：庁内資料 R7.3.31時点)

② 林道等路網の現状

令和7年度の林道（軽車道含む）延長は149,136m、林道密度10.5m/haで、県平均の8.5m/haに比べて高くなっている。

表 作業路網等の整備の概況

単位 面積：ha 延長：m 密度：m/ha

| 森林面積 (民有林) | 林道 | | 森林作業道 | | 林道+森林作業道 | |
|---------------|---------|------|---------|------|----------|------|
| | 延長 | 密度 | 延長 | 密度 | 延長 | 密度 |
| 14,131 | 149,136 | 10.5 | 322,032 | 22.7 | 471,168 | 33.3 |

注 1 森林面積（民有林）は、令和7年3月31日現在の数値である。
2 林道、作業路の延長は、令和7年3月31日現在の数値である。

③ 制限林の現状

制限林に指定されている民有林面積は、令和元年度末で、2,412haで民有林面積の約17%を占めている。この内訳は延べ面積で保安林が1,605ha、その他砂防指定地区及び急傾斜地崩壊危険地区等で、806haが指定されている。

④ 林業の現状

本市では、森林組合を中心に森林の育成、立木の伐採、木材の出荷を行っている。森林組合の木材出荷量は、過去5年間の平均は約2,900m³、令和6年は2,800m³であった。

林業のコストについて、一般的には造林・保育（植栽・雪起こし・除間伐・枝打）に多くのコストがかかるといわれているが、本市の場合、間伐・主伐が約5割を占めコスト割合が大きくなっている。

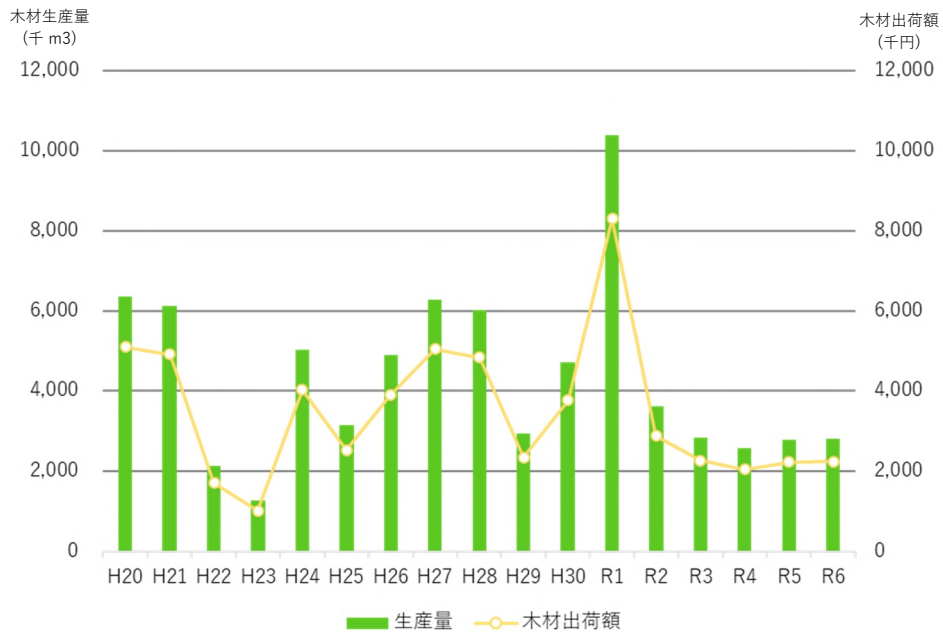


図 木材生産量と木材出荷額の推移(令和 6 年度)

(資料：越前福井森林組合)

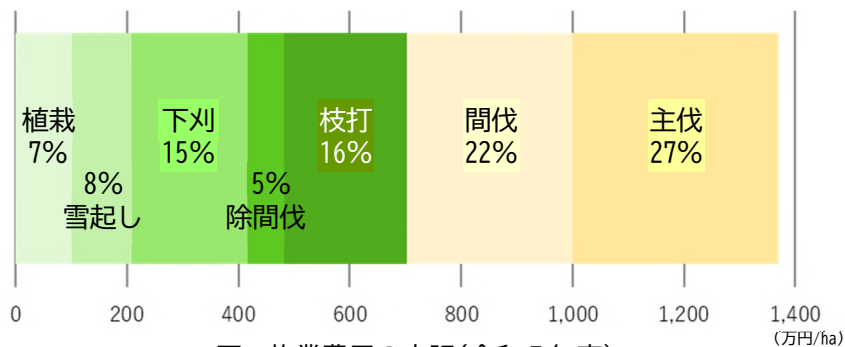


図 施業費用の内訳(令和 7 年度)

(資料：越前福井森林組合)

(5) 森林整備・林業の課題

本市は豊かな自然環境に恵まれ、森林に求められる役割も多様であり、地域住民が憩う都市近郊林としての役割が求められる一方、スギをはじめとした人工造林地を中心に林業生産活動の場として利用されている。

本市の人工林のうち、約 8 割が伐期齢に達しており、間伐から主伐を中心とした森林整備を行う必要がある。主伐の増加に合わせ、造林・保育も増加することが想定される。しかし、林業としては、木材の需要低迷に伴う採算性の悪化や林業従事者の高齢化などから大変厳しい状況に陥っている。

林業として採算性を向上させていくためには、通常よりもコストがかかっている伐採（主伐・間伐）のコスト改善が必要である。コスト増の要因として、高い利益を得られる場所で森林経営ができていないことや、効率的な伐採施業ができていないことが考えられる。

今後、主伐が増加することで、造林・保育も増加することが想定され、これらのコスト改善と担い手の確保も必要となると考えられる。

第2 計画樹立に当たっての基本的な考え方と対象区域

(1) 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本市の約61%を占める森林は、木材等林産物の供給、水源の涵養、洪水緩和、生活環境の保全、保健・文化・教育的活動の場の提供、土砂災害防止、土壤保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止に関する二酸化炭素の吸収・固定源としての役割など、森林の重要性がますます高まってきている。

また、平成16年7月に市内で発生した豪雨災害をはじめ、近年では、令和4年7月に粟田部観測所、令和5年9月に武生観測所において、それぞれ「記録的短時間大雨情報」が発表、令和4年8月の大雨では、日野川で氾濫危険水位を超え、避難指示が発令された。このため、市民生活の安全、安心を確保する観点からも、災害に強い森づくりが求められている。

このような多様化・高度化する市民の要請に応えるためには、森林整備の推進を通じ森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくことが重要となっており、その状況を適確に把握するため、森林資源調査や森林の区域を明確にする森林GISの効果的な活用を図る必要がある。

一方、林業においては、採算性の悪化、林業産出額・林業所得の減少等により、手入れ不足や放棄森林が増加し、林業経営のみならず直接市民の生活に関わる森林の公益的機能の低下が懸念される状況になってきている。さらに、森林資源を有効に活用しながら、循環的に木材を利用していくことが重要であり、「木を伐って、木を使う」ことを推進する必要がある。

このため、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」の基本理念のもと、循環を基軸とした森林施業を永続的に推進していくとともに、災害に強い森づくりを進めるため、地域の特性を踏まえ、森林・林業基本計画及び全国森林計画に即しつつ「ふくいの森林・林業の未来を切り拓く基本計画」（令和7年3月策定）、「越前地域森林整備計画」（令和7年12月樹立）と整合を図りながら定めるものとする。

(2) 計画の対象区域

本計画の対象とする森林の対象区域及び面積は、次のとおりとする。

| 対象区域 | 面積 |
|------|----------|
| 越前市 | 14,131ha |

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2 本計画の対象森林は次の事項の対象となる。
(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届け出
(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）
3 調査時点：森林面積は令和7年3月31日現在による。

第3 森林整備及び森林施業の基本的な考え方と基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する7つの多面的機能を総合的かつ高度に発揮するうえで、地域の目指すべき森林資源の姿については次のとおりである。

なお、特に下記「木材等生産機能」の高い森林においては、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・利用や花粉の少ない苗木等の導入を図るものとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、市民等に憩いと学びの場を提供している森林

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、また、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備に関する基本的な方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や近年の地球温暖化に伴い、懸念される豪雨災害の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源調査や森林の区域を明確にする森林 GIS の効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する各機能を高度に発揮するため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、発揮を期待する機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている7つの多面的機能を重複する機能に応じて、次の5つの機能林に区分する。

- ・「水源涵養機能林」
- ・「山地災害防止機能林」
- ・「保健文化機能林」
- ・「木材生産機能林」
- ・「生活環境保全機能林」

更に、主として公益的機能の発揮を重視する森林として「環境保全に適した森林」、主として木材生産機能の発揮を重視する森林として「資源の循環に適した森林」の2つの森林区分に大別することとし、

- ・育成単層林における保育・間伐及び主伐・再造林の積極的な推進

- ・人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備
- ・天然生林の適正な保全・管理
- ・保安林制度の適切な運用と山地災害等の防止対策の推進
- ・森林病虫害・野生鳥獣被害の防止対策の推進

等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

また、林道等の路網を形成する施設は、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資するため、整備にあたっては計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努めることとする。

あわせて、人工林については、収益性と災害リスクの観点から、地形（傾斜・土質等）や路網（作業道の整備状況、林道へのアクセス性等）等について勘案し、資源の循環利用に適した森林整備、又は環境保全に適した森林整備を推進する。

- ・収益性が高く、災害リスクの低い林業適地では、主伐・再造林施業を図る
- ・人家裏などの非皆伐施業に適した地域では、小規模・多間伐施業を図る
- ・収益性の低い林業不適地では、針広混交林への誘導等、自然力を活用した施業を図る

表 森林の有する機能と各区分

| 森林の有する機能 | 発揮を期待する機能に応じた森林 (公益的機能等森林) | 森林区分 |
|---|------------------------------------|-------------|
| ・主として木材生産機能の維持発揮を図る森林 | ・木材生産機能林 | 環境保全に適した森林 |
| ・主として水源涵養機能の維持発揮を図る森林 | ・水源涵養機能林 | |
| ・主として山地災害防止機能／土壌保全機能の維持発揮を図る森林 | ・山地災害防止機能林 | |
| ・主として快適環境形成機能の維持発揮を図る森林 | ・生活環境保全機能林 | |
| ・主として保健・レクリエーション機能の維持発揮を図る森林 ・主として文化機能の維持発揮を図る森林 ・主として生物多様性保全機能の維持発揮を図る森林 | ・保健文化機能林 | |
| ・主として木材生産機能の維持発揮を図る森林 (必要に応じ公益的機能の確保に留意する) | ・木材生産機能林 (水源涵養機能林、山地災害防止機能林に留意) | 資源の循環に適した森林 |

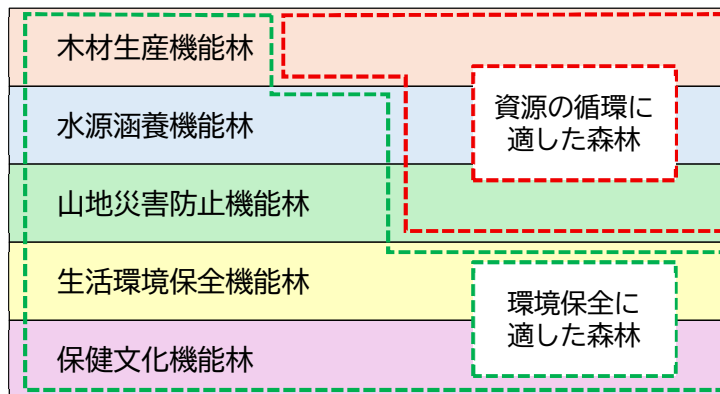


図 目指すべき森林区分と各機能林との関係（概念図）

① 2つの森林区分の基本方針

ア 「環境保全に適した森林」

発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、木材生産機能林、水源涵養機能林、山地災害防止機能林で、資源の循環に適した森林を除いた森林と、発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、生活環境保全機能林、保健文化機能林を環境保全に適した森林とする。

森林の公益的機能の発揮を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を行っていく。

- ・主として「水源涵養機能」、「山地災害防止機能」の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林については、高齢級の森林や複層林への誘導、針広混交林化、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散等により、適正な整備、保全を図るものとする。

| | 森林区分 | 整備の方向 | 位置条件等 |
|--------|--------|---|-------------------|
| 優先する森林 | ①育成複層林 | ・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交林の複層状態の森林へ誘導 | |
| | ②天然生林 | ・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助などにより保全・管理 | ・天然力により機能が確保される森林 |
| | ③育成単層林 | ・針葉樹単層林は、保育・間伐と伐期の長期化を基本として育成・管理 | ・緩傾斜 |

- ・主として「生活環境保全機能」、「保健文化機能」の発揮を重視し、維持向上を図る必要のある森林は、自然環境等の保全及び創出を基本とし、適正な整備、保全を図るものとする。

| | 森林区分 | 整備の方向 | 位置条件等 |
|--------|--------|--|-------------|
| 優先する森林 | ①天然生林 | ・原生的な自然や貴重な野生生物の生育生息地である森林、優れた自然を構成する森林は、自然状態での維持を基本として保全・管理 | |
| | ②育成複層林 | ・広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導 | ・都市近郊林、里山林等 |
| | ③育成単層林 | ・針葉樹単層林は景観等への影響を配慮し、育成・管理 | ・里山等の緩傾斜 |

イ 「資源の循環に適した森林」

木材の持続的な生産を主目的とし、次の基準（目安）をすべて満たす人工林において、その機能を持続的に発揮する森林整備を必要に応じ公益的機能の確保に留意しながら行っていく。

- ・標高 800m未満（スギの場合。樹種により異なる。）
- ・傾斜 30 度未満
- ・林道等からの距離 300m未満
- ・普通林又は禁伐・択伐の指定がない制限林

※ 但し、上記以外でも生育状況が良く、林道から近い森林などは「資源の循環に適した森林」としていく。

主として「木材生産機能」の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、効率的かつ安定的な木材資源の活用を基本とし、適正な整備、保全を図る。

この場合、林道等の基盤整備、木材生産コスト、林業経営方針を十分に考慮するものとする。

なお、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能」の公益的機能を発揮していく必要のある森林については、その機能が持続的に発揮されるよう留意するものとする。

| | 森林区分 | 整備の方向 | 位置条件等 |
|--------|--------|--|-------------------|
| 優先する森林 | ①育成単層林 | ・高い成長量を有する針葉樹単層林は適切な保育・間伐及び多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理 | ・緩傾斜 |
| | ②育成複層林 | ・針葉樹単層林は群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齢・齢級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助などにより複層状態の森林へ誘導 | |
| | ③天然生林 | ・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより保全・管理 | ・天然力により機能が確保される森林 |

(参考)

【育成単層林】

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により単層状態の森林がこれに相当する。

【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐（抜き伐り）等により部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持される森林。従来の複層林、育成天然林施業で複層状態の森林の他に、複層状態の針広混交林がこれに相当する。

【天然生林】

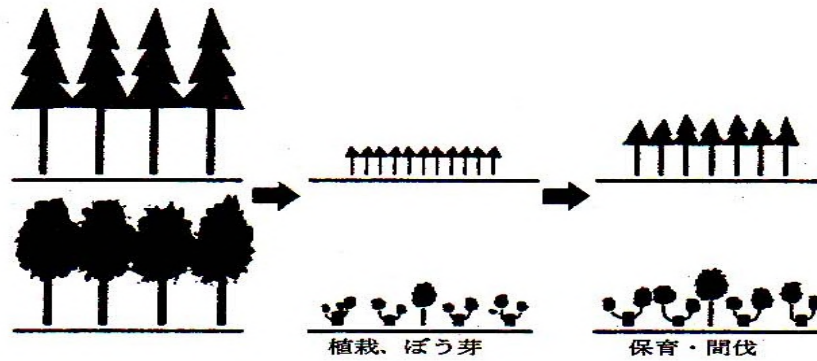
主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。

育成林

植栽の有無に係わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林

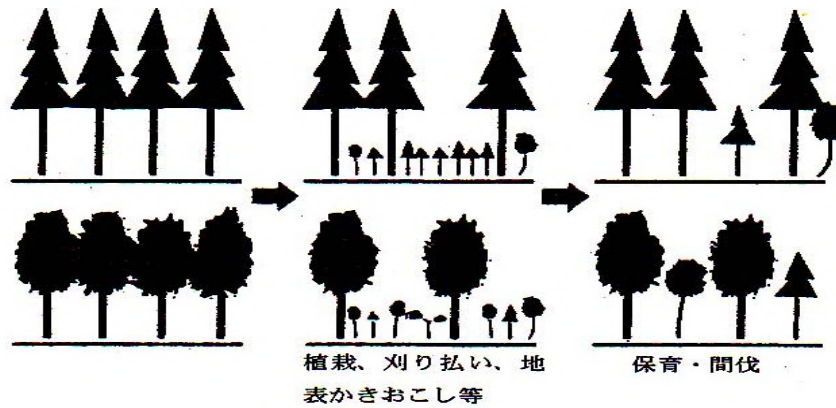
育成単層林

(林木の一定のまとまりを一度に全部伐採)



育成複層林

(択伐等により部分的に伐採)



天然生林

主として天然力の活用により、保全・管理する森林



② 各機能林の基本的な方針

ア 水源涵養機能林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、山脚の固定等に必要な治山施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 生活環境保全機能林

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。

エ 保健文化機能林

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や原生的な森林生態系・希少な生物が生育・生息する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡・名勝等の存在する森林、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、保健機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図ることや、美的景観の維持・形成、生物多様性の保全に配慮する等の多様な森林整備を推進する。

また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 木材生産機能林

市民の生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 森林施業の合理化に関する基本的な方針

本市の森林所有形態は小規模分散型であるため、合意形成に向け森林所有者と森林組合、関係機関等が連携して取り組むとともに、林業機械化の促進や ICT の活用等により森林施業の効率化に取り組むなど、総合的に推進する

(4) 災害に強いもりづくりの基本的な方針

災害に強い森づくりのための森林施業を積極的に推進する。

具体的な森林整備の進め方として、

- ・ 草地等未立木地における森林の造成促進
- ・ 生育不良な林分における林相の改良
- ・ スギ等人工林における間伐等の実施を通じた根茎発達の促進や下層植生の充実等を推進する。

土石流に伴い発生する流木を防止するため、

- ・ 溪畔部における立木の根張りの発達促進のための間伐
- ・ 河川、溪流部の間伐の処理方法
- ・ 豪雨時の洪水水位以下への植栽の回避等を考慮した森林の管理に努める。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本としつつ、市内の気候、地形、土壌等の自然的条件、既往の施業体系、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を踏まえ、標準的な立木の伐採（主伐）の時期や方法を定めるものとする。

ただし、最終的に目標とする森林の姿やコストの低減などを考慮した施業を行う場合に差し障りがある場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた時期や回数とするものとする。

（1）樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である標準伐期齢は、下記のとおりとする。

なお、標準伐期齢は標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

また、病虫害等の被害地等での伐採や目的とする材の用途により、標準伐期齢に満たない林齢で主伐する場合には、当該森林の自然条件や公益的機能の発揮の必要度、伐採の目的などを勘案して適否を判断する。成長等の特性に優れた特定苗木などが調達可能となった場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討していくものとする。

単位（伐期齢：年）

| 地域 | 樹 種 | | | | |
|-------|-----|-----|----|---------|--------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | ブナ・ミズナラ | その他広葉樹 |
| 越前市全域 | 40 | 45 | 40 | 65 | 25 |

（2）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

- ① 立木竹伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

【皆伐】

皆伐については、主伐のうち択伐以外とする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設けて適切な更新を図ることとする。

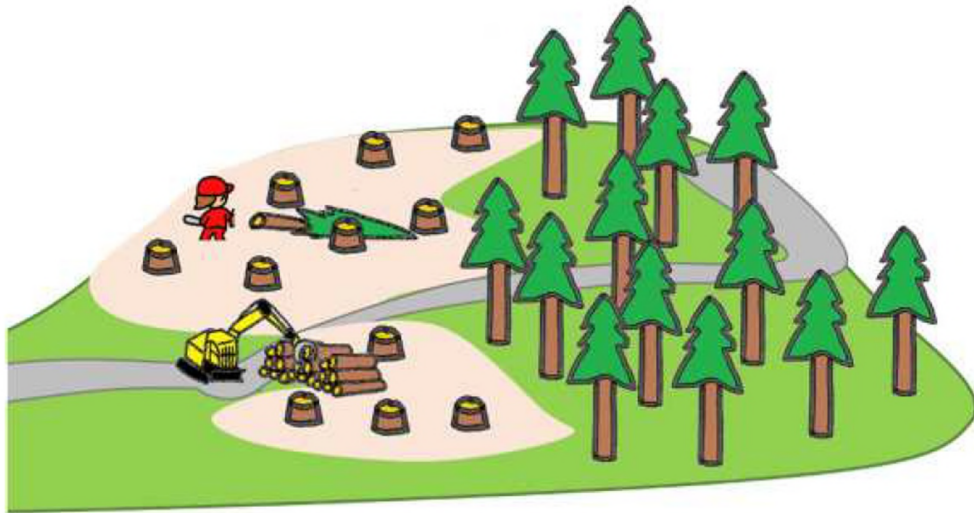


図 皆伐のイメージ

【択伐】

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、原則として材積伐採率を30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とし、適切な更新を図る。

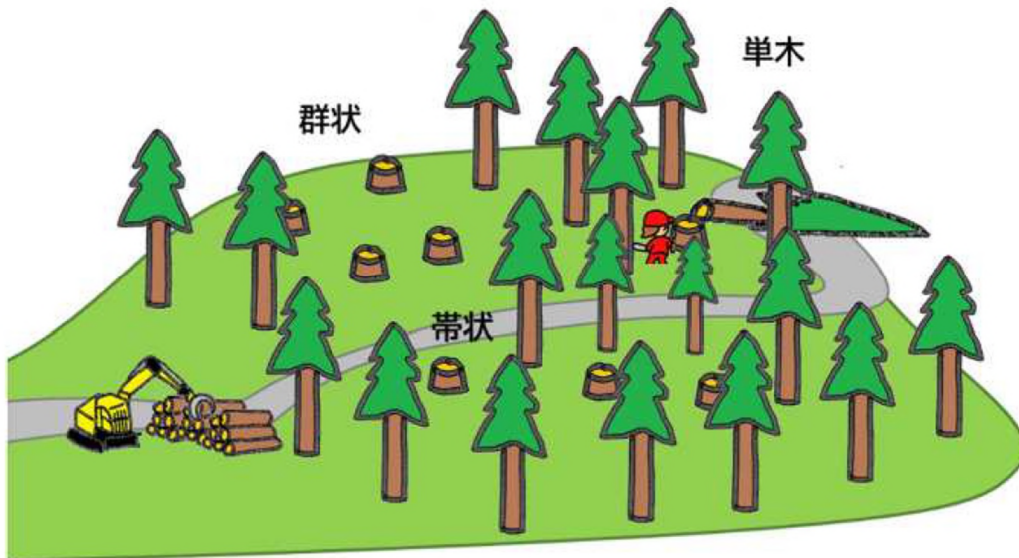


図 択伐(単木・群状・帯状)のイメージ

② 立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからオまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるもののほか、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号）及び「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和3年3月31日付け県材第209号）を考慮しながら、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

なお、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持増進並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために、必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。また、スギ等の人工林については、今後の花粉の飛散を抑制していくため、伐採後は花粉の少ない苗木等による植え替えや広葉樹の導入を図るものとする。

（参考）

【育成単層林】

気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、次の事項に留意の上、実施するものとする。

- ・ 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の発揮に対する影響度を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適切な更新を図ることとする。
- ・ 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増する等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮し、森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に応じた林齢で伐採するものとする。

【育成複層林】

間伐・択伐等により部分的に伐採し、複数の層を構成する森林。気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、次の事項に留意の上、実施するものとする。

- ・ 松くい虫被害林（アカマツ・クロマツ林）
松くい虫による被害林については、被害木の伐倒駆除等を実施し、下層に人工造林や天然更新により複層林へ誘導するものとする。
- ・ 天然生広葉樹林
ブナ、ミズナラ等を主体とした天然林において、過熟な林木を対象に伐採し、森林の若返りを図り、活力ある森林へ誘導するものとする。また、成育途上にある森林であっても、有用な樹木を主体に、生育条件の改善のために不用木を伐採し、複層林へ誘導するものとする。

- ・ 短期二段林
水源涵養機能林などで、森林の諸機能の維持増進をより図らなければならないスギ、ヒノキを対象に、主伐の数年から数十年前に利用径級に達した立木を伐採し、下層に造林して短期二段林へ誘導するものとする。なお、冠雪害等気象災害によって生じた被害木は伐採するとともに、生じた林孔へ造林し、モザイク的択伐林へと誘導するものとする。
- ・ 針広混交林
山地災害防止機能林などで、森林の諸機能の維持増進をより図らなければならないスギ、ヒノキを対象に、段階的に立木を伐採し、下層に高木性広葉樹の植栽や天然更新で複層林へ誘導するものとする。

【天然生林】

主として天然力の活用により、成立させ維持する森林気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、次のことに留意の上実施するものとする。この場合の1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は、育成複層林に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮するものとする。

第2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材の持続的な生産を主目的とした資源の循環に適した森林において行うこととする。

① 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種の選定に当たっては、適地適木を基本として、森林の立地条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、本市の気候に適し、成長に優れかつ花粉の少ない特定苗木や無花粉・少花粉スギなど、各種花粉症対策に資するスギ苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとする。

また、健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土品種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員等とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いることとし、加えて花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

表 人工造林の対象樹種

| |
|-----------------------|
| スギ・ヒノキ・クヌギ・ナラ類・ブナ・ケヤキ |
|-----------------------|

② 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の植栽本数

主要樹種における1ha当たりの植栽本数は、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数、生産目標及び施業体系や社会的要請等を勘案して幅広く定めるものとする。

表 人工造林の植栽本数

| 樹種 | 植栽本数(本/ha) |
|-----|--------------|
| スギ | 2,000~2,500 |
| ヒノキ | 2,000~2,500 |
| 広葉樹 | 2,000~10,000 |

なお、植栽本数の決定に当たり、植栽・保育経費の低減を図る場合等定められた標準の植栽本数(スギ・ヒノキの場合2,500本/ha)から大幅に異なる場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた適切な本数とするものとする。

この際、低密度植栽の推進等の観点から、スギ等については、1ヘクタール当たり2,000~2,300本のより低コストな植栽を検討するものとする。

木材の持続的な生産を主目的とした資源の循環に適した森林については特にコンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 地拵えの方法

地形に合わせ、全刈り筋置き地拵え又は、雪害防止と地力維持を図るための地拵え(階段切等)を行うものとする。

(イ) 植付け方法

雪害防止と機械下刈りを目的とした長方形植え又は三角植えとする。また、植付けにあたり、根の乾燥を防ぐとともに、細根を四方に広げた、ていねい植えとする。

なお、植付け時期は、10月~11月の秋植え又は、4月の春植えとし、早春のフェーン現象時は植付けを避けるものとする。ただし、コンテナ苗については、状況に応じ通年植栽も可能とする。

コンテナ苗についても根鉢の乾燥を避けるよう取り扱うとともに、植栽にあたっては、深植に注意し、根鉢と植穴に土を被せ空隙が生じないように植穴の外周から内側に向けて軽く踏み、根鉢の上面より1~2cm程度の高さが植付け後の水平面となるように土を寄せておくなど根鉢と土壌を十分に密着することとする。

(ウ) その他

木材の持続的な生産を主目的とした資源の循環に適した森林については特にコンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、次のとおりとする。

| 皆伐 | 択伐 |
|---|-------------------------------------|
| 伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までの期間 | 伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間 |

※ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林についても同様とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

① 天然更新の対象樹種

天然更新の樹種の選定にあたっては、福井県天然更新完了基準（令和4年9月改訂）に例示されている高木性の在来樹種とする。

なお、福井県天然更新完了基準で定めた群状伐採及び帯状伐採に該当する場合は、同完了基準で同様に例示されている一部の小高木等についても更新対象樹種に含めることができる。

② 天然更新の標準的な方法

萌芽更新については、伐採後5年以内に福井県天然更新完了基準に基づき更新状況の確認を行うこととし、当該萌芽の優劣が明らかとなる5年目頃に、根又は地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数3本～5本を目安として、萌芽整理を行うことを定めるものとする。

笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起しを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行う他、更新の不十分な箇所には植込みを行うことを定めるものとする。

③ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、原則として、伐採後概ね5年を超えない期間を目安として定めるものとする。

④ 天然更新完了確認

天然更新が完了した状態とは、5年生の天然更新対象樹種の期待成立本数10,000本/haとし、その立木度3以上の状態（天然更新すべき立木の本数3,000本/ha以上）を基準とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

種子を供給する母樹が存しない森林や天然稚樹の生育が期待できない森林等、天然力による更新が期待されない森林、又は周辺の伐採跡地の天然更新の状況から見て、更新が図られていない地域については、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定するものとする。

また、未立木地が存在する場合や森林の早期回復に対する社会的要請の高い地域については、植栽による更新を積極的に進めるものとする。

① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

ただし、上記基準を満たさない森林であっても、次のいずれかの要件を満たす場合は、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外されたものとする。

- ア IIの第5の保健機能森林の区域内の森林であって、森林保健施設の設置が見込まれる場合。
- イ 電力会社（電気事業法第三条及び第二七条の四に基づき許可を受けた一般送配電事業者及び送電事業者又は同法第二七条の二七に基づき届け出た発電事業者）による線下伐採。ただし、伐採後における当該区域の管理が適正に行われることを前提としており、施設の撤去などで利用目的が失われた場合は、人工造林等により当該区域の速やかな更新を行うものとする。

② 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森林の区域 | 備 考 |
|-------|------------------------------|
| 全域 | 上記①の基準に照らし、天然更新が期待できない森林に限る。 |

(4) 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

① 造林に係る対象樹種

- ア 人工林の場合 II第2の(1)①による。
- イ 天然更新の場合 II第2の(2)①による。

② 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

II第2の(2)の④ 天然更新の対象樹種の期待成立本数による。

第3 間伐及び保育に関する事項

既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、計画事項を定めるものとする。ただし、最終的に目標とする森林の姿やコストの低減などを考慮した施業を行う場合に差し障りがある場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた時期や回数とするものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、「環境保全に適した森林」を中心に列状間伐の導入に努めるものとする。

植栽本数を低減した森林においては、地位級や樹冠のうっ閉状況、樹高成長量等を考慮し、目標林型に応じて、必要な間伐を実施するものとする。

表 間伐すべき標準的な材齢と本数

(スギ 2,500本/ha植栽)

| 地位 | 間伐回数 | 林齢 (年) | 樹高 (m) | 間伐率 (%) | 伐採後の成立本数 (本) |
|----------|---|-----------|-----------|------------|-----------------|
| 上 | (自然枯死) | | | | (2,300) |
| | 初回 | 15 | 8 | 10 | 2,100 |
| | 2回目 | 20 | 11 | 14 | 1,800 |
| | 3回目 | 25 | 14 | 17 | 1,500 |
| | 4回目 | 30 | 16 | 27 | 1,100 |
| | 5回目 | 35 | 18 | 27 | 800 |
| | 6回目 | 45 | 22 | 25 | 600 |
| | (7回目) | 60 | 26 | 17 | 500 |
| | (8回目) | 80 | 31 | 20 | 400 |
| 中 | (自然枯死) | | | | (2,000) |
| | (除伐) | 12 | 5 | 20 | 1,650 |
| | 1回目 | 28 | 11 | 27 | 1,200 |
| | 2回目 | 43 | 16 | 36 | 770 |
| | (3回目) | 60 | 21 | 30 | 540 |
| | (4回目) | 80 | 24 | 26 | 400 |
| 下 | (自然枯死) | | | | (2,000) |
| | 1回目 | 28 | 6 | 23 | 1,650 |
| | 2回目 | 43 | 12 | 36 | 1,050 |
| | (3回目) | 60 | 13 | 30 | 750 |
| | (4回目) | 80 | 26 | 26 | 550 |
| 間伐木の選定方法 | 間伐木の選定は、林分構造の適性化を図るよう、形質不良木等を主として、上記の間伐率を目標とする。 | | | | |

- ※ () 書きは、大径材を生産する場合の高齢級間伐を示す。
- ※ 地位の上中下はそれぞれ特Ⅰ等地、Ⅱ等地、Ⅳ等地を示す。
- ※ 材積に係る伐採率は35%以下とする。

(2) 保育の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

表 スギの標準的な保育方法

| 作業種 | 林 齢 | 回数 | 備 考 |
|-------|---------------------|-----------|--|
| 根 踏 み | 2年生 | 1回 | 融雪直後に植栽木(根浮)の根元に、土をかけてよく踏み固める。 |
| 下 刈 り | 2年生から | 7~ 8回 | 年1回を原則とするが、雑草繁茂の著しい所では、2回刈りを実施する。 2回刈りは1回目6月、2回目8月中を標準とする。 ※4回目(又は4年目)以降については雑草木や植栽木の生育状況により必要性を検討した上で実施 |
| 雪 起 し | 3年生から | 9~ 10回 | 融雪後直ちに実施する。 |
| つる切り | 9年生から | 2回 | 下刈り終了後、つる類の繁茂状況に応じ、除伐時に併せて行う等、適切に実施する。 |
| 除 伐 | 9年生から | 2回 | 生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所を対象に実施する。 |
| 枝 打 ち | 13、17、21 25、30年生 | 5回 | 13年生頃から実施し、伐採前10年までに完了する。 |

(注)この標準表は、主たる保育作業の一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては画一的に行うことなく植栽木の生育状況、現地の実態、自然条件等に即した効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討のうえ適切に実行する。

(3) その他必要な事項

除伐、間伐にあつては、山ぎわ地域を重点的に進め、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等については、森林の有する公益的機能の別に応じて「公益的機能別施業森林」と「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分するものとする。ただし、各機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないような施業方法とするとともに、その区域が分かるよう明示する。

なお、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、公益的機能別施業森林等の区域及び公益的機能別施業森林等における施業の方法を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の保全に関する基本的な事項に示された森林の有する機能のうち、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を設定する。

具体的には、「水源涵養機能林」「山地災害防止機能林」「生活環境保全機能林」「保健文化機能林」とする。

① 区域の設定の基準

次のア～エの森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1により定める。

ア 水源涵養機能林（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

ダム集水区域や主要河川上流に位置する森林及び地域の用水源等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

イ 山地災害防止機能林（土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

土砂の流出・崩壊その他災害の防備のための森林で、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

ウ 生活環境保全機能林（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等で、風、霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉じん等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林等の生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

エ 保健文化機能林（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

優れた自然景観等を形成する市民の保健・文化・教育的利用に適した森林等

の保健文化機能の発揮を重視すべき森林又は地域の生態系や生物多様性の保存に不可欠な森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

なお、森林の構成及び配置状況、市民の意向等から判断して、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが適切な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として、その区域を定めるものとする。

② 森林施業の方法

ア 水源涵養機能林（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

良質な水の安定供給を確保する観点から、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、自然条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し1箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散並びに伐採年齢の延長を図るものとする。

下表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2により定める。

水源のかん養機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮の必要のある森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上とする。

表 森林の伐採齢の下限

| 区 域 | 樹 種 | |
|------------------------------|----------------|----------------|
| | スギ | ヒノキ |
| 水源涵養機能林 (特に機能の発揮の必要がある森林) | 50年 (概ね80年) | 55年 (概ね90年) |

イ 山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林

・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

それぞれの森林の区域については、別表2により定める。

次のaからcの森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、(ウ)の択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとし、それ以外の森林については、(イ)の複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、(ア)の長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する場合は(エ)の特定広葉樹育成森林を推進すべき森林として定める。

- a 傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝縮力の極めて弱い土壤からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林
- b 都市近郊林等に存在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- c 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望みされるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育目的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とし、原則として伐採の時期は概ね標準伐期齢の2倍の林齢以上上の時期とすることを定めるものとする。

林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を、防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施することとするが、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採するものとする。

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

複層林の造成にあたっては、当該森林の林齢が標準伐期齢に達した森林について、伐採を実施して下層木の植栽、又は天然更新により実施するものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を確保するため、伐採が終了した日を含む伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、本計画において定める標準的な本数を基準とし、伐採に係る伐採材積の比率に応じて植栽する。

なお、天然更新を選択した場合は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了を確認する。また、更新が未了と判断される場合にあっては7年を経過する日までに追加的な天然更新補助作業又は、植栽を実施すること。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。

また、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って林内相対照度が低下し、下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるものとする。

(ウ) 択伐による複層林施業を推進すべき森林

(イ)の方法に加えて、択伐の程度については景観の維持や保健・文化・教育的利用、生活環境保全機能の特質を阻害しない範囲とするが、適切な伐区の形状・配置、保護樹林帯の設置により当該機能の確保ができる場合は帯状伐採等の小面積皆伐によるものとする。

ただし、材積伐採率についてはいずれも30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。

(エ) 特定広葉樹育成施業を推進すべき森林

特定広葉樹は、現存樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。特定広葉樹の立木の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又は、その状態を維持するため、伐採を促進するものとする。天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適切な生育を確保することが困難な森林の伐採跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の適切な更新を図るため必要に応じ刈り出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。

特定広葉樹の適切な生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特に竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとする。

表 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

| 区 域 | 樹 種 | |
|------------------------------------|---------|---------|
| | スギ | ヒノキ |
| 山地災害防止機能林、保健文化機能林のうち、長伐期施業を推進すべき森林 | 概ね 80 年 | 概ね 90 年 |

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法

ア 区域の設定の基準

・木材生産機能林

木材の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持管理を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

なお、この区域のうち、林地生産力や傾斜、標高等の自然条件ならびに林道からの距離等の社会条件において施業が有利な区域については「特に効率的な施業が可能な森林」として同様に定める。ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は「特に効率的な施業が可能な森林」から除外されるものとする。

- (ア) 現況が広葉樹林等で、植栽によらず適確な更新が可能な森林
- (イ) 送電線下の線下伐採等、公共インフラの用に供する森林
- (ウ) 県有林等で分収造林契約等により施業方法が定められている森林
- (エ) 現況は人工林であるが、個別の現地確認により植栽によらず適確な更新が可能である旨、越前市が判断した森林

イ 森林施業の方法

・木材生産機能林

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお特に効率的な施業が可能な森林においては、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

【別表1】

| 区 分 | | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|--|-----------|--------------|------------|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | ゾーニング図 参照 | 13,711.46 |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 259.31 | | |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 0 | | |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 181.74 | | |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 12,998.98 | | |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林 | | 3,817.40 | |

【別表2】

| 区 分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---|-----------------|--------------|------------|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | ゾーニング図 参照 | 13,200.52 |
| | 長伐期施業 | | 510.94 |
| 土地に関する災害の防止土壌の保全の機能、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業 | | 441.05 |
| | 択伐以外の方法による複層林施業 | — | 0 |
| | 択伐による複層林施業 | — | 0 |

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

計画区内の森林所有者、森林組合等の関係者の合意形成を図りつつ、森林施業の集約化、林業従事者の確保・育成、林業機械化の促進及び県産材の流通・加工体制の整備などを以下により総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受託等による経営規模の拡大の方針と方策

不在村森林所有者の増加及び森林所有者の高齢化が進んでいる地域等においては、森林組合等による施業の受委託を促進し、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保に努めるものとする。

森林所有者（不在村含む）などへの長期の施業委託など森林の経営の委託の働きかけを推進するとともに、森林組合などが施業の集約化に取り組む場合に必要となる情報の提供を行うものとする。

特に林業適地における主伐・再造林については、循環型林業経営など長期にわたる適正な林業経営を担保するためにも、森林組合等の林業事業者による森林所有者との長期一括契約（ふくい型林業経営モデル）による林業経営を進めるものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

① 適切な森林の経営管理の促進

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、森林経営管理法（平成30年5月25日成立。平成31年4月1日施行）に基づく市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

② 経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等の優先

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させる。

(3) 森林施業の共同化に関する方針と方策

計画的・効率的に森林の整備や木材の生産を行うため、集落を単位として組織化を図るものとする。特に、集落が中心となって、森林組合等の林業事業者と連携して地域の森林整備（間伐・主伐）を進めるコミュニティ林業については、県や市等の関係機関、森林組合等の林業事業者が協力して、合意形成を進めるものとする。

森林施業共同化の促進に資するため、県（林業普及指導員）、市、森林組合等が連携し森林所有者に対する指導活動を強化するものとする。

間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、航空レーザ測量による情報の提供及び開示等、ICT技術を活用した森林境界明確化を推進するなど森林管理の適正化を図るものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

① 高性能林業機械の導入促進

林業生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、地域に適した高性能林業機械を利用した機械作業システムの導入を推進するものとする。

このため、林業事業体への機械作業の普及啓発、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等機械作業システム化を推進する体制を、県と連携して整備し、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとする。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

森林資源を有効に活用し、適切な森林管理につなげるため、福井県木材トレーサビリティ認証制度を活用する等、合法伐採木材の流通を推進する。

また、間伐材や林地残材等の有効利用を図るため、バイオマス利用など長期的な視点で課題整理を進める。

(6) 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営を受託する者は、森林所有者とのトラブルが発生しないように経営・施業計画、収支計画、費用負担等を十分に協議を行い、長期にいたる場合等は必要に応じて契約又は協定を締結するものとする。

また、契約締結後においても、森林の施業又は経営を受託した者は森林所有者と密に連絡をとり、適宜各計画の見直しを行い、円滑な森林経営の実施に努めることとする。

第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 作業路網の整備に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

なお、林道等の整備に当たっては、山ぎわなどの将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進していくこととする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

① 路線の選定及び施工

路線の選定に当たっては、風致の維持及び文化財の保護等に十分考慮した選定を行うものとする。

また、溪流沿いの林道においては、溪流の洪水水位高を考慮した線形を選定するとともに、溪流等の横断箇所における土砂や流木等の流出による暗渠等の閉塞を回避するための土砂止工等を積極的に採用し、災害に強い路網整備を進めることとする。

② 自然環境への配慮

路網の施工に当たっては、現地地形に即した線形を採用し切土盛土法面の縮小に努めるとともに、緑化が必要な場合は在来種を適用すること。また、間伐材等の利用促進を図るため、丸太伏工等の木製構造物を積極的に取り入れるなど環境に配慮した工法を採用していく。

③ 林道の維持管理

路網の維持・管理にあたっては、管理主体が定期的にパトロールを行うなど適正な管理に努めるものとする。なお、基幹となる林道など通行量が多い路線については特に留意すること。

④ 森林作業道の整備

林道と施業対象地を機能的に連結し、保育・間伐等集約的な施業を確保するため、森林作業道の整備を促進するものとする。特に所有規模の小さい森林が多い場合、施業地の集約化を図ることで柔軟な線形の検討を可能にするとともに、傾斜や地形、使用機械等を考慮したうえで必要最小限の延長となるよう効率的な路網の整備・配置に努めるものとする。

表 地形傾斜に応じた作業システム及び路網密度

| 区 分 | 作業システム | 路網密度 (m/ha) | | |
|--------------------|--------|-------------|-------|-------------|
| | | 基幹路網 | 細部路網 | 合計 |
| 緩傾斜地 (0° ~15°) | 車両系 | 30~40 | 65 以上 | 110m以上 |
| 中傾斜地 (15° ~30°) | 車両系 | 23~34 | 50 以上 | 85m以上 |
| | 架線系 | | | 25m以上 |
| 急傾斜地 (30° ~35°) | 車両系 | 16~26 | 45 以上 | 60 <50> m以上 |
| | 架線系 | | | 20 <15> m以上 |
| 急峻地 (35° ~) | 架線系 | 5~15 | | 5m以上 |

注：「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である



図 車両系作業システム (例)

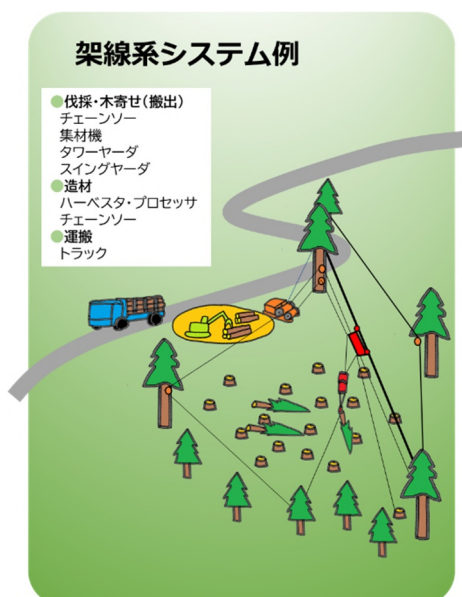


図 架線系作業システム (例)

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

間伐等の森林施業を実施することが望ましいものの既設路線がなく基幹路網の開設が必要な区域を、路網整備等推進区域とし、路網の整備と森林施業の効率化により低コストの森林施業を推進する。設定した路網整備等推進区域は、越前市森林整備計画概要図に図示する。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

「林道規格」「林業専用道作設指針」「森林作業道作設指針」「福井県林業専用道作設指針」「福井県森林作業道作設指針」に則り開設する。

(5) 林産物の搬出方法等

「主伐時における伐採・搬出方針」令和3年3月16日付け2林整整第1157号)及び「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」(令和3年3月31日付け県材第209号)を踏まえ、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせて実施する。

また、作業システム・木材生産量に対応した山土場の整備・配置、木材運搬トラックの規格、(木材を出荷先へ直送しない場合の)大型トラックへの積み替え場所の検討等を十分に行い、伐採から運搬まで一連の工程でのコスト縮減を図るものとする。

(6) 基幹路網の整備計画

- ① 本市の基幹路網について、越前地域森林計画に記載されている林道を含む基幹路網の開設、拡張に関する計画について、今後5ヶ年間に開設、拡張を計画している基幹路網を下表に定めるところにより図示する。

表 路網整備計画

| 開設／ 拡張 | 種類 | 位置 (林班) | 路線名 | 延長(m) 及び箇所数 | 利用区域 面積(ha) | 前半5カ年間 の計画箇所 |
|-----------|----|------------|--------|----------------|----------------|-----------------|
| 拡張 | 改良 | 88 他 | 三ツ木谷線 | 800 | 93 | |
| 拡張 | 改良 | 110 | 図名線 | 175 | 27 | |
| 拡張 | 改良 | 162 | 東山線 | 550 | 50 | |
| 拡張 | 改良 | 271 他 | 長谷赤谷線 | 1,775 | 113 | |
| 拡張 | 改良 | 252 他 | 高尾山清根線 | 4,315 | 70 | ○ |
| 拡張 | 改良 | 122 | 尾畑線 | 895 | 16 | |
| 拡張 | 改良 | 59 他 | 東日野線 | 1,600 | 141 | ○ |
| 拡張 | 改良 | 54 | 高岸線 | 150 | 54 | ○ |
| 小計 | | | 8 路線 | 10,260 | | |

| 開設／ 拡張 | 種類 | 位置 (林班) | 路線名 | 延長(m) 及び箇所数 | 利用区域 面積(ha) | 前半5ヵ年間の 計画箇所 |
|-----------|----|------------|-------|----------------|----------------|-----------------|
| 拡張 | 舗装 | 105 他 | 越前南部線 | 3,240 | 468 | ○ |
| 拡張 | 舗装 | 137 | 鴨谷線 | 1,495 | 50 | |
| 拡張 | 舗装 | 177 他 | 総ヶ谷線 | 3,390 | 141 | |
| 拡張 | 舗装 | 172 | 天城線 | 2,000 | 64 | |
| 拡張 | 舗装 | 275 他 | 深山線 | 1,080 | 78 | |
| 小計 | | | 5 路線 | 11,205 | | |
| 合計 | | | 13 路線 | 21,465 | | |

② 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(7) 細部路網の作設に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

継続的に使用される森林作業道については、基本路網との関連の考え方や丈夫で簡易な企画・構造の路網を整備する観点等から、「森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)」を基本として「福井県森林作業道作設指針」に則り開設する。

② 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

第7 その他必要な事項

(1) 林業従事者の育成及び確保に関する事項

- ①本市の森林所有者の多くが5ha未満の小規模所有者であり、保有森林も若齢林が多く点在していることが多いため、生産性が低く林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。従って、収益性を高めるため、森林施業の共同化等、合理化を進めるとともに、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働の軽減を図る必要がある。
- ②林業従事者の主たる就労の場である森林組合の各種事業の受委託も拡大を図る。また、多様な人材が安心して働けるよう、現場作業における労働安全衛生や各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、県と連携して、林業従事者に対して技術研修会、林業講習会や林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備、支援を行う。
- ③森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取り組みを通じて、森林の持つ

公益的機能、林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介する。

- ④森林整備に意欲的に取り組む団体や自伐林家（自伐型林業も含む。）が継続して活動できるよう、県や関係団体と連携し、必要な支援を行う。

(2) 林業後継者等の育成

- ①県内外の先進的な林業経営体等の動向把握に努め、林業後継者等に対し、積極的に情報を提供することで、林業経営の魅力を高めるように努める。
- ②各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術の啓発、普及及び後継者の育成に努める。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本市の林業の中心的手である森林組合については、施業の共同委託化による受注体制の整備を支援することにより、就労の安定化、経営の近代化に努める。

(4) 林道・作業道の利活用について

林道・作業道の適切な維持管理の実施や管理主体への支援を行うことで、森林整備だけでなく、山菜採取、森林アクティビティ、災害時の迂回路等で必要な時に利活用できるように努める。

IV 森林の保護に関する事項

第1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

| 所在 | | 面積 (ha) | |
|-----|--------|-----------------------------------|------------|
| 区分 | 地区(林班) | | |
| 越前市 | 武生地区 | 10, 20, 22, 24, 27, 37, 40~43, 48 | 1, 205. 97 |
| | | 58, 69, 70, 79, 86, 90 | |
| | | 204, 205, 226, 227 | |
| | 今立地区 | 250, 252, 259~261, 265, 292, 294 | 346. 45 |

(留意すべき事項)

- ①立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう、大面積の皆伐を避けること。
- ②土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあってもその目的態様に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど、十分に土地の保全に留意すること。

(2) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土等土地の形質の変更にあたっては、森林の保全に十分留意するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留工、排水施設等土砂の崩壊、流出防止の施設を設けるなど、適切な保全措置を講ずるものとする。なお、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観におよぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取り組みの実施などに配慮するものとする。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく規制区域内で盛土等を行う場合においても、災害の未然防止に努めるよう、適正に維持管理を行うものとする。

第2 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次のア及びイのとおり定める。

① 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生育状況を把握できる全国共通のデータや県の調査等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3により定める。

② 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次の①又は②に掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情や地形条件に応じて森林の被害状況に応じ単独で又は組み合わせるものとする。対象鳥獣をニホンジカとする場合にあつては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

る。

なお、①に掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当っては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図ることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表3

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---------|---|-----------|
| ニホンジカ | (武生地区) 9~15, 19, 20, 22~34, 46, 48~64, 68~71, 73~99, 101~141, 144~191, 193~216, 218~241 林班 (今立地区) 243, 244, 248~252, 258, 259, 267~274, 276, 284~292, 297~313 林班 | 11,457.66 |

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内（ニホンジカ）において、人工植栽が計画されている場合は、被害の防止の方法の実施状況について、森林法第10条の8第2項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出や森林所有者等への聞き取り調査又は現地調査等により確認する。（森林経営計画認定森林においては、森林経営計画の認定権者が確認する。）

なお、被害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対し助言・指導等を通じて被害の防止を図ることとする。

第3 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害の駆除又は予防の方法

森林病虫害被害の防止については、被害の実態を適確に把握し、被害の終息に向けた適切な措置を講ずることとする。

① 松くい虫被害対策

森林病虫害等防除法に基づく保全すべき松林等において、予防・駆除対策、森林整備を総合的に実施することで、松林の持つ公益的機能の持続的発揮を図る。

表 対策対象松林と防除手法

| | 松林区分 | 防除手法 |
|------|----------|--|
| 保全松林 | 高度公益機能森林 | 地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。 |
| | 地区保全森林 | 高度公益機能森林に準じて防除を実施する。 |

② ナラ枯れ被害対策

森林病虫害等防除法に基づき、自然景観と一体化した地域・施設周辺などを中心に、予防・駆除対策を講ずることとする。

③ その他

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に向け、森林所有者へ森林病虫害に関する情報提供等を行うとともに、県・森林組合等と連携し、適確な被害状況の把握に努め、森林病虫害防除の円滑な実行を確保する。また、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) 鳥獣害対策の方法（IV第2に掲げる事項を除く。）

第2（1）①に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域以外の対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図り、森林被害調査や山ぎわ緩衝帯の整備等広域的な防除活動等を総合的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮し針広混交林化を進める。

(3) 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視や山火事予防の普及啓発等を関係機関と連携しながら実施する。

(4) 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

越前市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手続により適正に実施する。

(5) その他必要な事項

下記に掲げる森林は、病虫害の被害を受けており、今後の成長が期待されず、被害の拡大も予想されるため、早期に伐採を行なうものとする。

表 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

| 森 林 の 区 域 | 備 考 |
|--|-----------------------------|
| (武生地区) 196, 197, 201, 203, 207, 208, 209 林班 (今立地区) 242, 243, 304 林班 | 病虫害の各被害に応じた伐採方法、更新方法などを行うこと |

第4 その他森林の保全に関する事項

(1) 森林の土地売買の監視に関する事項

① 森林の土地売買に係る基本的事項

森林を売買する場合、農地のような売買規制がなく自由な売買が可能となっている。

一方、森林については無秩序な開発等を防止するため、森林法のもとで、伐採規制や開発規制等が施されているが、森林を適切に管理する意志のない者が森林

を所有した場合、無許可や無届の伐採、産業廃棄物不法投棄、地下水等の過剰取水など様々な問題が生じる恐れがある。

このため、特にダム上流や生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林については、山林売買を事前に把握して、不適正な利用を抑止するなど監視の強化を図るものとする。

- ② 監視の強化を図るべき区域
- ・ダム上流の森林 総ヶ谷ダム
 - ・生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林
 - ・水源かん養保安林

(2) 針広混交林化に関する基本的事項

ダム上流など奥山の水源地域等の環境林において、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なスギ等針葉樹については、天然力を活用した広葉樹の導入等により針広混交林に誘導するものとする。

① 針広混交林化の方法

針広混交林化にあたっては、針葉樹一斉林を列状、帯状、群状（モザイク状に伐採し、天然更新を主体とし広葉樹の導入育成を図るものとする。なお、急傾斜で伐採によりなだれが発生する恐れがある箇所については、帯状（横列）群状（モザイク状）伐採を基本とする。また、広葉樹の導入にあたっては更新が確実に図られるよう次の事項に留意する。

ア 事前予測

伐採前に広葉樹の稚樹が侵入しているか、埋土種子があるか、周辺に広葉樹の母樹が存在するかを確認し、更新が可能か判断すること。

イ 更新補助作業

必要に応じ、造林技術基準で定める地表処理を行うこと。

ウ 更新完了基準

伐採後5年以内に、福井県天然更新完了基準に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図ること。

(参考)



図 列状間伐による針広混交林化のイメージ

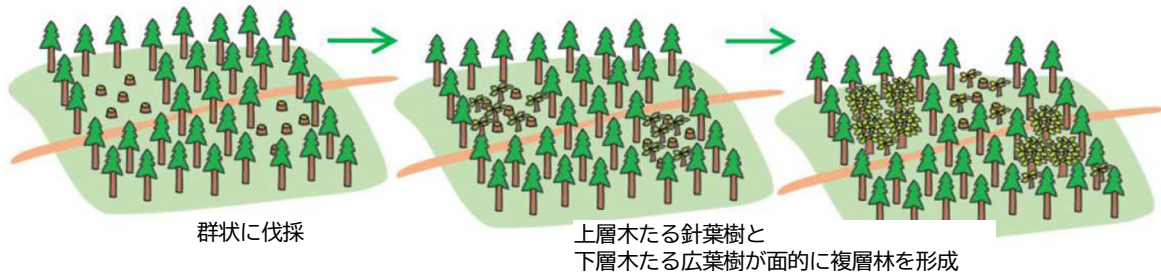


図 群状(モザイク)伐採によるイメージ

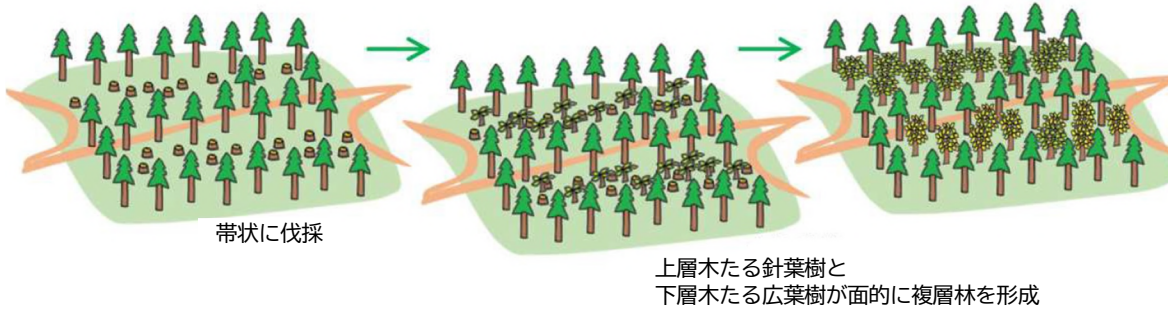


図 帯状伐採によるイメージ

V 森林の保健機能に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向から見て、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について、次のとおり設定する。

表 保健機能森林の区域

| 森林の所在 | | 森林の林種別面積 (ha) | | | | | |
|-------|-----|---------------|-------|-------|------|------|------|
| 位置 | 林班 | 合計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 |
| ① | 204 | 62.95 | 9.64 | 46.06 | 6.48 | 0.05 | 0.72 |
| ② | 205 | 28.55 | 2.09 | 26.46 | | | |
| ③ | 206 | 40.89 | 17.86 | 23.03 | | | |
| ④ | 294 | 49.35 | 44.69 | 3.79 | 0.77 | 0.10 | |
| 計 | | 181.74 | 74.28 | 99.34 | 7.25 | 0.15 | 0.72 |

(2) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する事項

保健機能森林の施業については、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮して、択伐施業、特定広葉樹の育成施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致、景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図る。

表 造林、保育、伐採その他の施業の方法

| 施業の区分 | 施業の方法 |
|-------|---|
| 造林 | 伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。 |
| 保育 | 景観の向上に資するよう必要に応じて、笹等の刈り払いを行うものとする。 |
| 伐採 | 択伐又は長伐期施業を原則とする。 |
| 植栽 | 植栽はできるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。 |

また、標準伐期齢に達した時に期待される平均の樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高を言う。）は下表のとおりとする。

表 立木の期待平均樹高

| 樹種 | 期待平均樹高 |
|-----|--------|
| スギ | 19m |
| ヒノキ | 15m |
| マツ | 17m |
| 広葉樹 | 8m |

(3) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備については、自然環境の保全、文化財の保護に配慮しつつ、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から整備を行うものとする。

(4) その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全に適切な配慮を行うものとする。

VI その他森林の整備に必要な事項

第1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ①Ⅱ第4(1)の公益的機能別森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
- ②Ⅱ第5の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他の森林施業の合理化に関する事項
- ③Ⅳ第3の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林経営計画の作成要件及び区域の設定に関する事項

地域の実情に応じた森林経営計画を作成するため、路網の整備状況その他の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に施業することができる区域（以下「区域」という。）において、30ha以上の森林を対象に森林経営計画を作成できるものとする。なお、区域の設定は、効率的な森林施業や路網整備等を進めることにより、将来にわたって持続可能な森林経営が行われるものとして、地形、自然的条件や林道の開設、その他の林業生産基盤の整備状況を勘案して設定する。

森林法施行規則第33条第1項の口の規定に基づく区域は、路網の整備や地域の状況から造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域で、下表に示す。

表 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

| 区域名 | 大字 | 林班 | 面積 |
|-----|----------|--|----------|
| 武生1 | 200：村国 | 1 | |
| | 452：帆山町 | 2 | |
| | 465：大屋町 | 3 | |
| | 463：西尾町 | 4 | |
| | 464：岩内町 | 5 | |
| | 406：中新庄町 | 6 | |
| | 404：戸谷町 | 8 | |
| | 405：長尾町 | 7 | |
| | 511：南小山町 | 9 | |
| | 505：余川町 | 10 | |
| | 504：桧尾谷町 | 11 | |
| | 503：蓑脇町 | 12 13 | |
| | 502：中居町 | 14 15 16 17 18 19 | |
| | 合計 | | 788.58 |
| 武生2 | 501：入谷町 | 20 21 22 23 24 25 26 27 28 | |
| | 502：中居町 | 29 | |
| | 503：蓑脇町 | 30 31 | |
| | 504：桧尾谷町 | 32 | |
| | 505：余川町 | 33 | |
| | | 合計 | |
| 武生3 | 507：文室町 | 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 | |
| | | 合計 | 1,105.13 |

| 区域名 | 大字 | 林班 | 面積 |
|-------|------------|--|----------|
| 武生 4 | 509：上大坪町 | 61 | |
| | 508：萱谷町 | 54 55 56 57 58 59 60 | |
| | 517：上真柄町 | 62 65 | |
| | 520：宮谷町 | 64 | |
| | 522：上真柄入会地 | 63 | |
| | 460：平林町 | 66 68 72 | |
| | 461：庄田町 | 67 | |
| | 459：荒谷町 | 69 70 71 | |
| | 458：西谷町 | 73 74 | |
| | 457：小野谷町 | 75 | |
| | 456：畑町 | 76 | |
| | 362：下平吹町 | 77 | |
| | 361：中平吹町 | 78 79 | |
| 合計 | | 1,238.85 | |
| 武生 5 | 356：国兼町 | 80 86 | |
| | 358：上小松町 | 81 | |
| | 359：森久町 | 82 83 92 93 | |
| | 360：瓜生野町 | 84 85 87 88 89 90 91 | |
| | 357：大塩町 | 94 95 96 97 98 99 100 | |
| | 合計 | | 976.72 |
| 武生 6 | 353：白崎町 | 138 139 140 | |
| | 354：春日野町 | 101 102 103 104 105 106 107 108 134 135 136 137 | |
| | 合計 | | 615.29 |
| 武生 7 | 305：中津原町 | 109 110 111 112 132 133 | |
| | 306：下中津原町 | 113 114 129 130 131 | |
| | 304：勾当原町 | 126 127 128 | |
| | 303：下別所町 | 115 116 117 | |
| | 301：湯谷町 | 118 125 | |
| | 302：中山町 | 119 120 121 122 123 124 | |
| | 合計 | | 1,151.07 |
| 武生 8 | 114：妙法寺町 | 141 | |
| | 111：広瀬町 | 142 149 150 151 152 153 154 155 156 214 215 216 | |
| | 112：池ノ上町 | 143 144 145 146 147 148 | |
| | 合計 | | 778.61 |
| 武生 9 | 566：小野町 | 157 158 159 160 211 212 213 | |
| | 565：勝蓮花町 | 161 210 | |
| | 569：安養寺町 | 191 201 202 203 204 205 206 207 208 209 | |
| | 567：黒川町 | 196 197 198 199 200 | |
| | 552：上杉本町 | 194 195 | |
| | 合計 | | 1,294.35 |
| 武生 10 | 563：丸岡町 | 162 163 164 | |
| | 561：米口町 | 165 166 168 | |
| | 555：菖蒲谷町 | 174 | |
| | 557：土山町 | 167 | |
| | 559：安戸町 | 170 171 172 173 | |
| | 560：菅町 | 169 | |

| 区域名 | 大字 | 林班 | 面積 |
|-------|----------|-----------------------------|----------|
| 武生 10 | 553：二階堂町 | 175 180 | |
| | 554：千合谷町 | 176 177 178 179 | |
| | 573：牧町 | 185 | |
| | 574：若須町 | 182 183 184 | |
| | 575：中野町 | 181 | |
| | 576：荻原町 | 193 | |
| | 572：小杉町 | 186 | |
| | 571：栗野町 | 187 | |
| | 570：曾原町 | 188 189 190 | |
| | 合計 | | 1,344.14 |
| 武生 11 | 108：岡本町 | 217 | |
| | 252：大虫本町 | 218 221 224 225 | |
| | 253：上四目町 | 222 232 | |
| | 254：下四目町 | 229 | |
| | 251：大虫町 | 219 220 223 227 228 230 231 | |
| | 255：高森町 | 226 | |
| | 257：三ツ俣町 | 233 | |
| | 258：横根町 | 234 235 | |
| | 259：北山町 | 236 237 | |
| | 153：氷坂町 | 238 239 241 | |
| | 154：余田町 | 240 | |
| | 合計 | | 1,057.95 |
| 今立 1 | 150：粟田部町 | 242 | |
| | 301：野岡町 | 243 | |
| | 306：国中町 | 246 247 | |
| | 307：中津山町 | 244 245 | |
| | 205：定友町 | 304 | |
| | 203：岩本町 | 305 | |
| | 202：大滝町 | 306 307 308 309 310 311 312 | |
| | 201：不老町 | 313 | |
| | 合計 | | 687.62 |
| 今立 2 | 310：赤坂町 | 248 | |
| | 304：東庄境町 | 249 | |
| | 401：朽飯町 | 250 | |
| | 404：領家町 | 251 269 | |
| | 405：春山町 | 268 | |
| | 406：東樫尾町 | 252 | |
| | 407：波垣町 | 267 | |
| | 408：寺地町 | 253 266 | |
| | 409：横住町 | 254 262 263 264 265 | |
| | 410：清根町 | 255 | |
| | 411：相木町 | 256 261 | |
| | 412：西河内町 | 257 258 259 260 | |
| 合計 | | 862.92 | |
| 今立 3 | 413：室谷町 | 270 287 | |
| | 414：長谷町 | 271 272 | |
| | 415：北坂下町 | 286 | |
| | 418：南中町 | 273 | |
| | 419：赤谷町 | 274 275 276 | |
| | 420：水間町 | 285 | |

| 区域名 | 大字 | 林班 | 面積 |
|-----|----------|---------------------|--------|
| 今立3 | 421：柳元町 | 277 278 279 | |
| | 422：市野々町 | 280 281 282 283 284 | |
| | 合計 | | 869.76 |
| 今立4 | 302：山室町 | 288 | |
| | 206：杉尾町 | 303 | |
| | 207：轟井町 | 289 302 | |
| | 209：長五町 | 290 | |
| | 211：八石町 | 300 | |
| | 213：別印町 | 291 294 | |
| | 214：南坂下町 | 292 293 295 296 297 | |
| | 212：中印町 | 298 299 | |
| | 210：大平町 | 301 | |
| 合計 | | 714.00 | |

第2 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした森林の総合利用施設の整備状況は、下表のとおりである。

森林環境教育やレクリエーション等の場として森林空間を有効活用し、関係人口の拡大を図るとともに、本市における市民・企業・行政が連携して森林整備を行う取り組みを支援し、森林や林業への理解・関心を高めていく。

表 森林の総合利用施設の整備状況

| | 施設の名称 | 位置 | 対図番号 |
|---|-------------|------|------|
| 1 | みどりと自然の村 | 安養寺町 | ① |
| 2 | 金華山グリーンランド | 米口町 | ② |
| 3 | ハツ杉森林学習センター | 別印町 | ③ |

第3 その他必要な事項

(1) 保安林その他制限林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って、施業を実施することとする。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及、指導に関する事項

森林施業の円滑な実行を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携を密にして普及啓発、経営意欲の向上に努める。

(3) 市有林の整備に関する事項

市有山林の整備については、公益的機能の十分な発揮を前提として、市の資産としての価値が保全されるよう取り扱うものとする。

(4) 木材利用の促進に関する事項

越前市木材利用基本方針に基づき、公共施設等での木造化・木質化及び公共工事での木材利用を積極的に推進する。

(5) 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林の現在の管理状況や今後の管理方法について、森林所有者に意向調査を実施していく。

付属資料

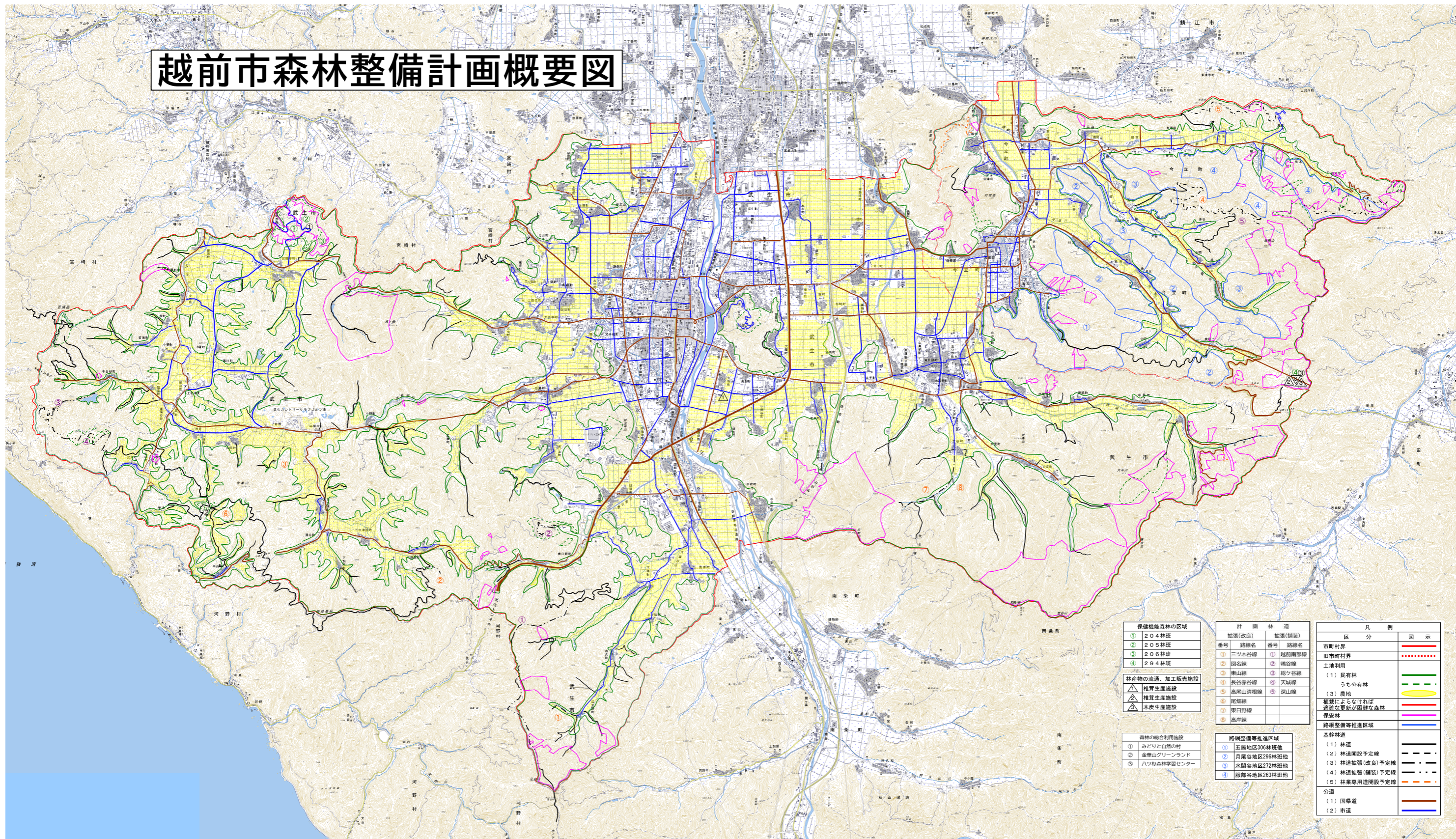
- 越前市森林整備計画概要図
- 越前市森林整備計画ゾーニング図
- 越前市鳥獣害防止森林区域図（ニホンジカ）
- 特に効率的な施業が可能な森林の区域図

越前市森林整備計画に関する用語の定義及び基準

| | | | |
|---|---|--|--|
| 森 | 林 | 森林法第2条1項で規定する森林をいう。 ア 木竹が集団して生育している土地およびその土地の上にある立木竹 イ 上記の土地の外、木竹が集団的な生育に供される土地 (ただし、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地、およびこれらの上にある立木竹を除く) | |
| 主 | 伐 | 利用できる時期に達した立木を伐採することで、次の世代の樹木の育成を伴う伐採をいう。 | |
| 択 | 伐 | 森林内の立木を抜き伐りする伐採方法をいう。伐採跡地に苗木を植栽し、樹冠層が連続して層の区別が不明な森林を択伐林という。 | |
| 間 | 伐 | 育成過程の林分で、林木が相互に枝を張り閉鎖して競争が生じた状態(うっ閉状態)になったとき、造林木の競争緩和を目的に行う抜き伐り作業をいう。 | |
| 除 | 伐 | 育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業をいう。 | |
| 森 | 林 | 所有者 | 森林法第2条2項で規定する「権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、および育成することができる者」をいう。 |
| 森 | 林 | 面積 | 立木地(人工林、天然林)、竹林、無立木地(伐採跡地、未立木地)および更新困難地の面積の総和をいう。 |
| 育 | 成 | 単層林 | 森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立している林分をいう。従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により単層状態の森林がこれに相当する。 |
| 育 | 成 | 複層林 | 森林を構成する林木を択伐(抜き伐り)等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立している林分をいう。複層状態の人工林の他に人為により複層状態にある天然林および針広混交林がこれに相当する。 |
| 針 | 広 | 混交林 | 針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。 |
| 天 | 然 | 生林 | 主として天然力を活用することにより成立させ、維持する林分をいう。従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。 |
| 針 | 葉 | 樹 | 針葉樹の材積歩合が75%以上の林地をいう。 |
| 広 | 葉 | 樹 | 広葉樹の材積歩合が75%以上の林地をいう。 |
| 齡 | 級 | | 1齡級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1齡級、6年生から10年生までを2齡級とし、以下順次3、4齡級とする。 |
| 竹 | 林 | | 竹林の生育を主目的とする林地をいう。ただし、たけのこ生産のための肥培管理をしている竹林及び笹類は、計画対象森林から除外する。 |

| | |
|----------|--|
| 伐採跡地 | 樹木を伐採した土地をいい、人工林伐採跡地及び天然林伐採跡地に区分する。 |
| 未立木地 | 一時的に林木の成立していない林分又は樹木が生育していても、樹冠の投影面積が30%以下の土地をいう。これには、草地、笹地が含まれる。 |
| 更新困難地 | 岩石地、湿地、風衝地等立木竹更新が著しく困難な土地をいう。 |
| 公益的機能 | 森林の機能のうち、木材等生産機能を除く、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能の4つの機能をいう。 |
| 水源涵養機能 | 降雨・融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる理水機能 |
| 山地災害防止機能 | 土砂流出、土砂崩壊、なだれ等の災害を防止する機能 |
| 生活環境保全機能 | 強風・飛砂等森林外で発生する要因による生活環境の悪化を防止する機能 および気象緩和など快適な生活環境を保全・形成する機能 |
| 保健文化機能 | 森林浴・キャンプ等の森林利用を通して心身の緊張をほぐし、また、自然学習の実践、情操等のかん養、および各種文化創作の場とする機能 |
| 特定保安林 | 指定目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内の施業を早急に実施する必要がある森林として農林水産大臣が指定したもの。 |
| 標準伐期齢 | 森林生産力が高度に発揮される年齢として定めた林齢で、平均成長量が最大となる林齢を基準とする |
| 保護樹帯 | 積雪の匍行、寒さ、日照の害を防ぎ、雑草や広葉樹の繁茂を抑えることにより、人工造林による小さい苗木の更新成績を良くし、保護させる目的で、天然林の一部を切り残した樹帯をいう |

越前市森林整備計画概要図



| 保健機能森林の区域 | |
|-----------|-------|
| ① | 204林班 |
| ② | 205林班 |
| ③ | 206林班 |
| ④ | 294林班 |

| 林産物の流通、加工販売施設 | |
|---------------|--------|
| ▲ | 権登生産施設 |
| ▲ | 権登生産施設 |
| ▲ | 木炭生産施設 |

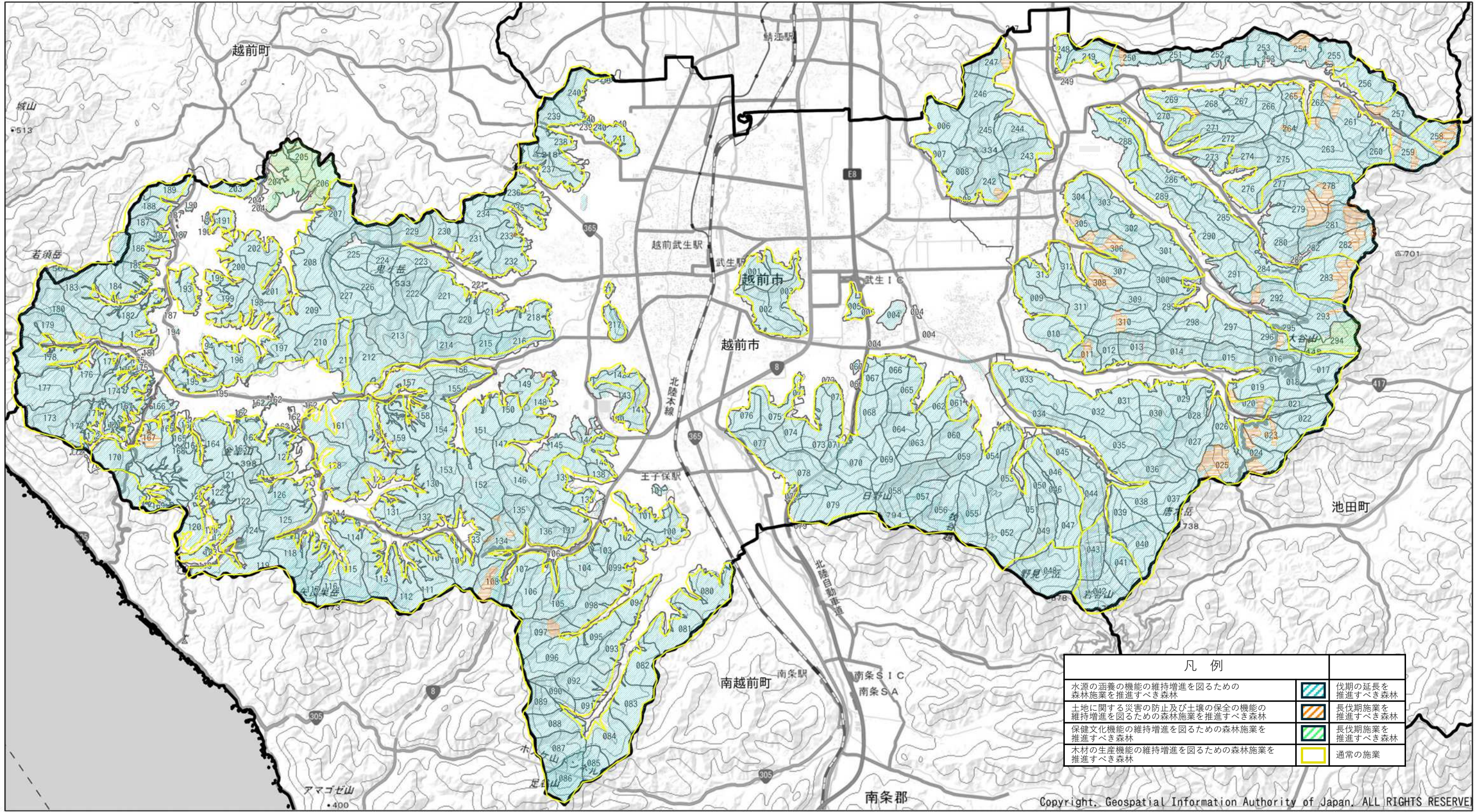
| 森林の総合利用施設 | |
|-----------|-------------|
| ① | みどりと自然の村 |
| ② | 金華山グリーンランド |
| ③ | ハツ村森林学習センター |

| 計画林道 | | | |
|------|--------|----|-------|
| 番号 | 路線名 | 番号 | 路線名 |
| ① | 三ツ木谷線 | ① | 越前南部線 |
| ② | 沼名線 | ② | 鴨谷線 |
| ③ | 栗山線 | ③ | 細ヶ谷線 |
| ④ | 長谷赤谷線 | ④ | 天城線 |
| ⑤ | 高尾山清原線 | ⑤ | 深山線 |
| ⑥ | 尾畑線 | | |
| ⑦ | 東日野線 | | |
| ⑧ | 風岸線 | | |

| 路網整備等推進区域 | |
|-----------|-------------|
| ① | 五箇地区306林班他 |
| ② | 月尾谷地区296林班他 |
| ③ | 木間谷地区272林班他 |
| ④ | 服部谷地区263林班他 |

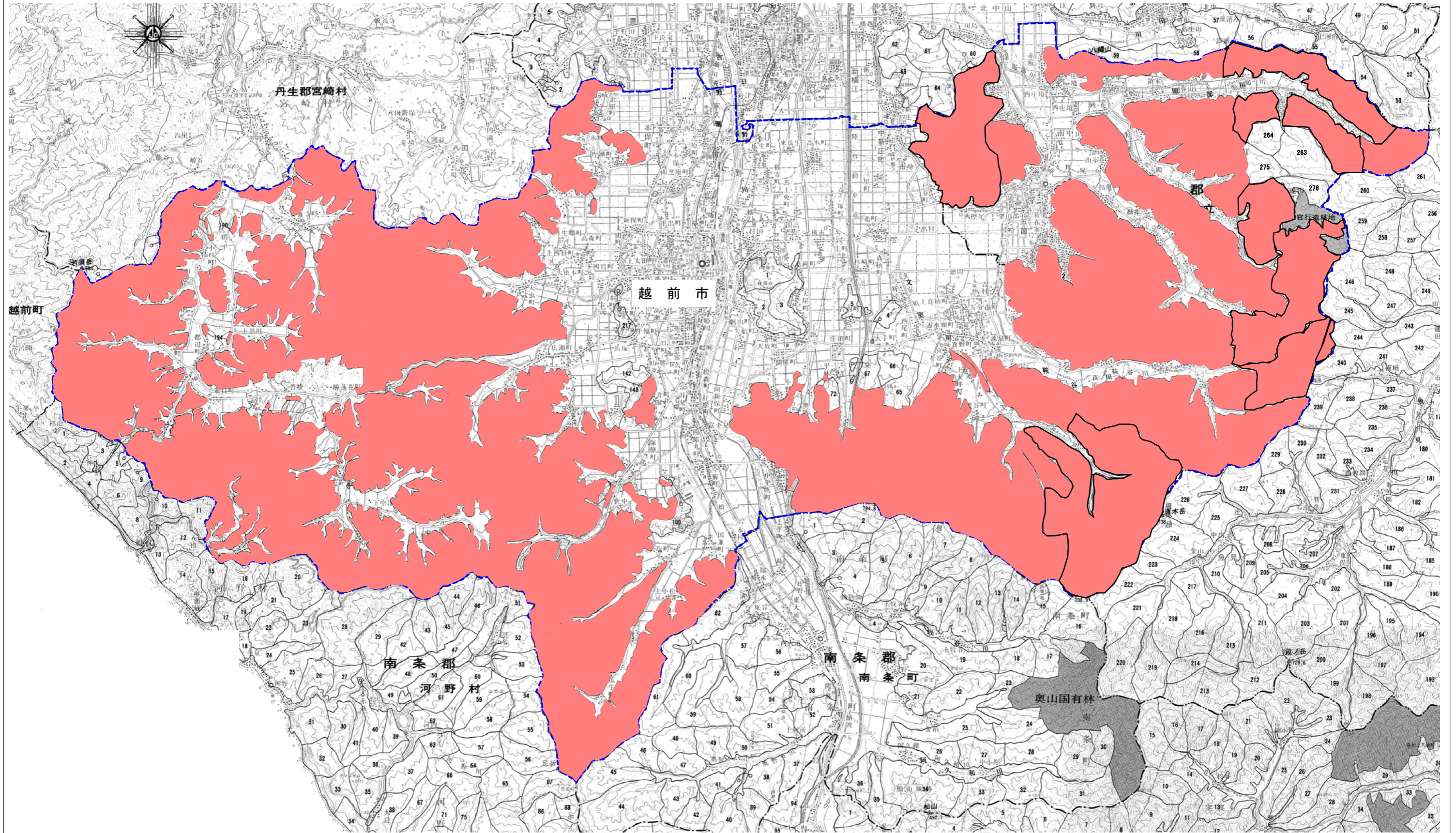
| 凡例 | |
|--------------------------|-------|
| 区 分 | 図 示 |
| 市町村界 | ——— |
| 旧市町村界 | |
| 土地利用 | |
| (1) 民有林 | ——— |
| うち公有林 | ——— |
| (3) 農地 | ——— |
| 植栽によらなければ 適度な更新が困難な森林 | ——— |
| 保安林 | ——— |
| 路網整備等推進区域 | ——— |
| 基幹林道 | |
| (1) 林道 | ——— |
| (2) 林道開設予定線 | ——— |
| (3) 林道拡張(改良)予定線 | ——— |
| (4) 林道拡張(舗装)予定線 | ——— |
| (5) 林業専用道開設予定線 | ——— |
| 公道 | |
| (1) 国県道 | ——— |
| (2) 市道 | ——— |

越前市森林整備計画ゾーニング図



| 凡例 | |
|--|---------------|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林 |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林 |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 通常の施業 |

越前市鳥獣害防止森林区域図（ニホンジカ）



特に効率的な施業が可能な森林の区域

